

義務教育課程での学校現場が抱える課題

不登校問題

家庭環境対応

いじめ問題

児童虐待対応

非行対応

子どもの貧困問題

発達障害支援

ヤングケアラー問題

LGBTQ



関係機関との連携の意義 ～スクールソーシャルワーカーとの連携・協働について～

久留米大学社会福祉学科・大学院 教授

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 会長

公益財団法人北九州市障害者相談支援事業協会 理事長

福岡県・福岡市・北九州市・久留米市教育委員会SSWスーパーバイザー

門田 光司

心理・福祉の専門職が支援する高校生の課題

- ①不登校対応
- ②発達障がい
- ③虐待・DV
- ④リストカット・自殺念慮
- ⑤いじめ
- ⑥妊娠
- ⑦LGBTQ
- ⑧進路・就職



特別支援学校での児童生徒の抱える課題

不登校問題、虐待問題、精神疾患問題、経済的問題、家庭問題、他

「不登校」は、日本の学校では大きな児童生徒問題です。

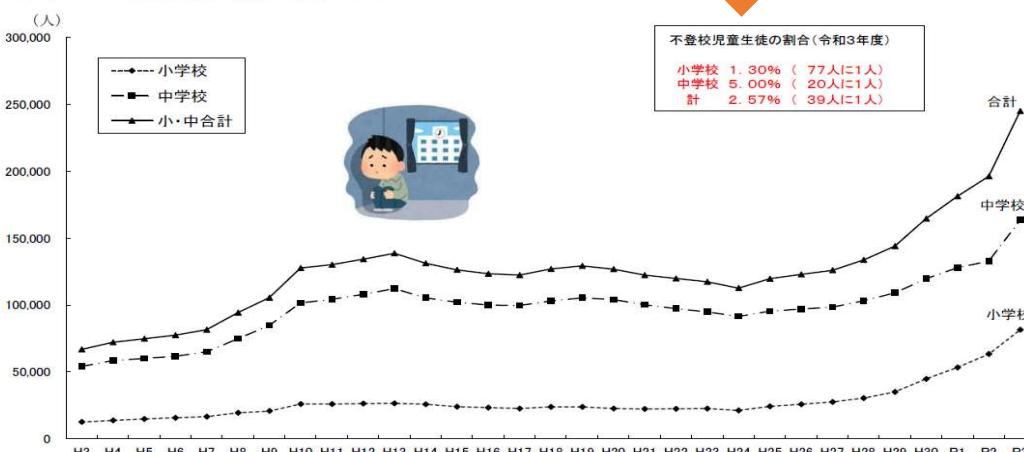
不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、**登校しない**、あるいは**したくてもできない**状況にあるため、**年間30日以上欠席した者**のうち、病気や経済的理由による者を除いた者」(文部科学省:平成15年)をいう。



不登校は、日本の学校が抱える問題である。それは、日本の学校教育は「学校」の建物の中で教育が保障されているため、学校に登校しない状態を不登校と呼んでいる。

わが国の学校問題では、不登校問題が深刻です。令和3年度は、小学校で77人に1人、中学校で20人に1人が不登校という現状です。

<参考2> 不登校児童生徒数の推移のグラフ



不登校は誰でもなりえます

不登校の主な理由をあげると、以下のものがあります。

- ① 学校内のいじめ、友人間のトラブル
- ② 担任の先生への不信感
- ③ 学校が荒れている
- ④ 勉強意欲の低下
- ⑤ 家庭内の問題(虐待・家庭崩壊等)



上の不登校の理由で、①～④は学校(担任教師・教員チーム等)が取り組んでいく不登校です。しかし、⑤の家庭環境による不登校は、学校が取り組むのが難しいものです。

不登校になり、学校に行けないことで、①友だちと遊び、話す機会が減ります、②勉強が遅れていきます、③家にひきこもる機会が増えます

不登校の要因(令和2年度 小学校)

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

要因	割合
1位 無気力・不安	46.3%
2位 親子の関り方	14.6%
3位 生活リズムの乱れ・遊び・非行	14.0%
4位 友人関係(いじめを除く)	6.7%
5位 家庭の生活環境の急激な変化	3.8%
6位 学業の不振	3.2%
7位 教職員との関係を巡る問題	1.9%
	0.3%

不登校児童生徒の実態調査(文部科学省)

要因	割合
1位 先生のこと(合わない・怖い・体罰等)	29.7%
2位 体の不調	26.5%
3位 生活リズムの乱れ	25.7%
4位 きっかけがよくわからない	25.5%
5位 友達のこと(いじめや嫌がらせ)	25.2%
6位 勉強がわからない	22.0%
7位 友達のこと(いじめや嫌がらせを除く)	21.7%

不登校の要因(令和2年度 中学校)

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

要因	割合
1位 無気力・不安	47.1%
2位 友人関係(いじめを除く)	12.5%
3位 生活リズムの乱れ・遊び・非行	11.0%
4位 学業の不振	6.5%
5位 親子の関り方	6.2%
6位 入学・進級時の不適応	4.1%
7位 家庭の生活環境の急激な変化	2.5%

不登校児童生徒の実態調査(文部科学省)

要因	割合
1位 体の不調	32.6%
2位 勉強がわからない	27.6%
3位 先生のこと(合わない・怖い・体罰等)	27.5%
4位 友達のこと(いじめや嫌がらせを除く)	25.6%
5位 友達のこと(いじめや嫌がらせ)	25.5%
5位 生活リズムの乱れ	25.5%
7位 きっかけがよくわからない	22.9%



小学校低学年の発達特徴

※発達特徴:他律性

新しい環境(学校)への適応不安

教室では普通に過ごすが、家から学校への登校をしぶる場合には、**保護者と協力**して登校刺激を出した方が良い。



小学校中・高学年の発達特徴

※発達特徴:自律性の芽生えと育ち

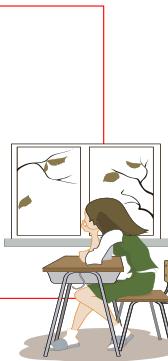
中1ギャップへの
不登校予備軍が増え始める



早期対応が求められる

中学校の発達特徴

- 親子分離(心理的自立と不安)
 - ・第二反抗期 **※親子関係の崩れ**
(親や教師からの干渉・指示への反発)
- 友人関係の発達
 - ・不安の軽減 **※友人関係の崩れ**
- 第二次性徴(異性・自己の容姿の関心)



学校ストレッサーと中学生のストレス反応

学校ストレッサー

- <先生との関係>
・先生から無視、えこひいきされた

- <友人との関係>
・友達と喧嘩、仲間外れにされた

- <学業>
・授業がわからない、試験や成績が気がかり

ストレス反応

- <抑うつ・不安反応>
・気持ちが沈む
・なんとなく心配である

- <不機嫌・怒り反応>
・いろいろ、怒りっぽい

- <無気力反応>
・やる気がしない

- <身体的>反応
・疲れやすい

チーム学校体制



<校内協働>
管理職・教員
養護教諭

予防・
早期対応

- ①担任が支援
- ②学年で支援
- ③校外協働支援

スクール
ソーシャル
ワーカー

<校外協働>

- 医療機関
- 児童相談所
- 民生委員・児童委員主任児童委員、地域支援者
- 警察・NPO等

校内協働の取り組み



アメリカ:学校全体アプローチ (whole School Approach)

個別支援
(1~5%)

介入(支援)が必要な児童生徒

要配慮
グループ
(5~10%)

学業・社会性発達の支援

児童生徒(80~90%)

学校方針・クラス方針での
取り組み

個別支援を要する子ども達の表面的な表出

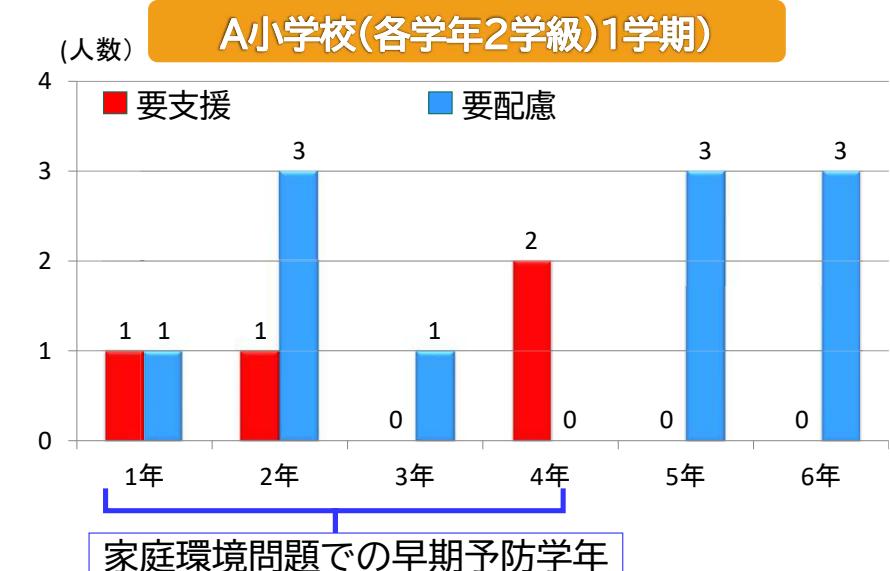
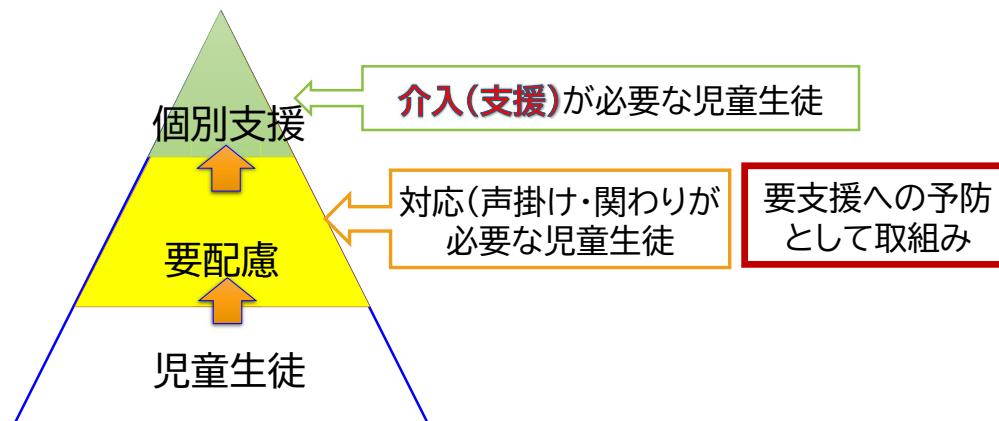


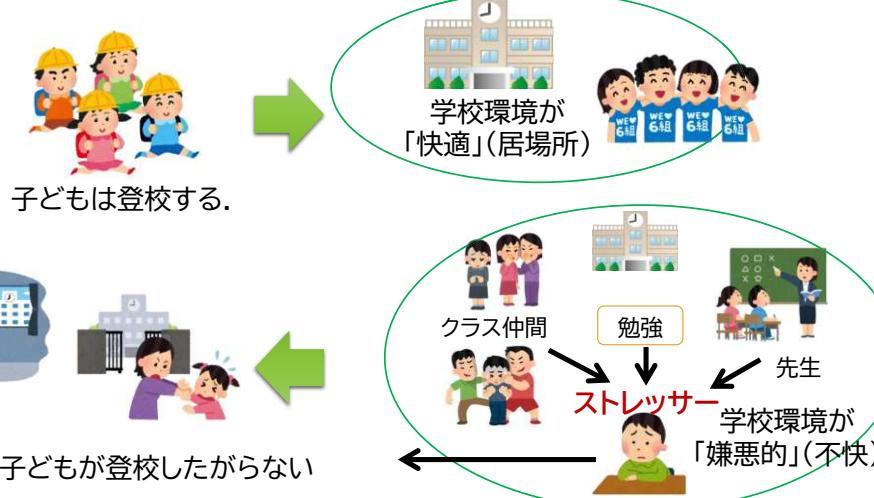
- 不登校・ひきこもり
- 自傷行為
- 非行・暴力行為
- 過呼吸・パニック
- 睡眠障害・摂食障害
- 性の逸脱行動

など



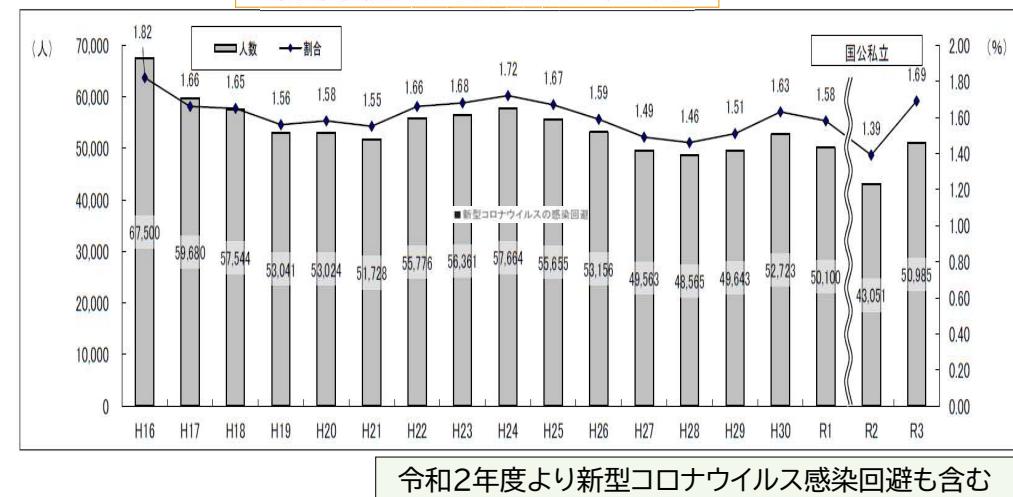
環境背景から生じる要配慮を要する子どもたちの様々課題





高等学校での不登校数の推移(文部科学省)

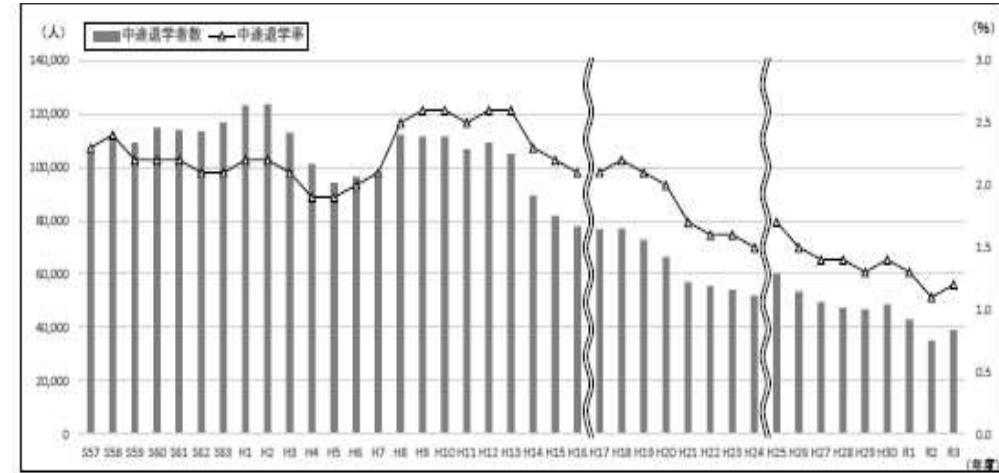
高等学校は、59人に1人が不登校



公立高校生の
不登校事由
(令和3年度:
文部科学省)

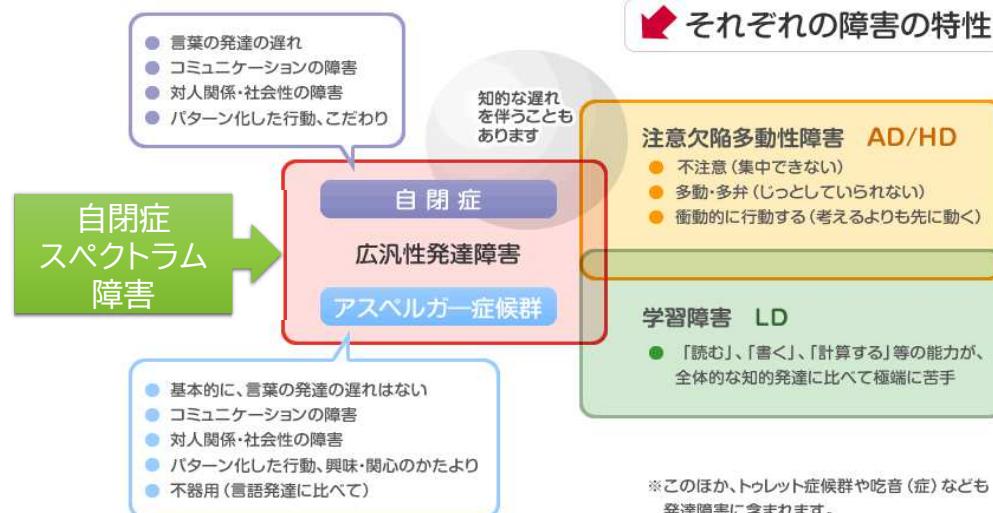
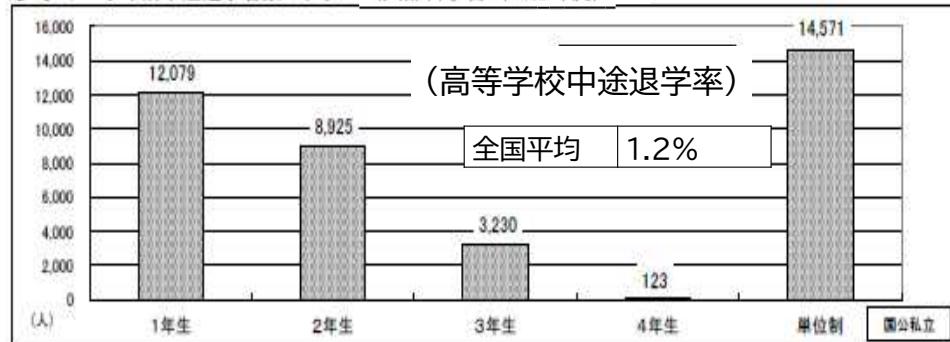
学校に係る状況 (21.9%)	いじめ	0.2%
	友人関係	9.1%
	教員との関係	0.5%
	学業不振	6.2%
	進路不安	4.3%
	部活動等の不適応	0.8%
	学校のきまり等の問題	0.8%
家庭に係る状況 (7.0%)	家庭生活環境	1.7%
	親子関係	3.4%
	家庭内不和	1.9%
本人に係る状況 (54.1%)	あそび・非行	14.9%
	無気力・不安	39.2%

高等学校での中途退学数及び比率の推移



中途退学率0.7%(全国)の内訳は、全日制0.9%、**定時制6.9%**、**通信制3.7%**(令和2年度)
定時制の学年内訳では、1年生12.4%・2年生7.2%・3年生4.6%・4年生2.1%(総計26.3:入学者の約3分の1が卒業までに中退する)

<参考2> 学年別中途退学者数のグラフ (文部科学省:令和3年度)



発達障がいの子どもたちの不登校率の高さの課題

総務省勧告では、2014(平成26)年度で発達障がい児童生徒の不登校率は、

○ 小学校2.9%、中学校3.3%(全国小学校0.4%、中学校2.8%)よりも高い。

○ その誘因として、「対人関係の問題」、「不安症状」「家庭的問題」「学業不振」があげられている。

総務省勧告では、**高等学校**で発達障がいが疑われる生徒が不登校になった割合は、2014(平成26)年度で、

○ 7.0%(全国1.6%)の約4倍であった。

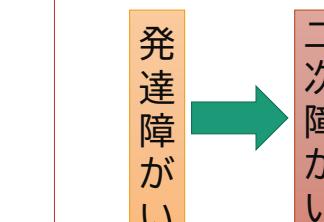
○ 調査された24校の高等学校における発達障がいが疑われる生徒で**中途退学率は9.2%(全国1.5%)**の約6倍。

学齢期

- いじめ、不登校、学業不振
- 場面緘默、心身症、チック
- 睡眠障害、家庭内暴力、非行

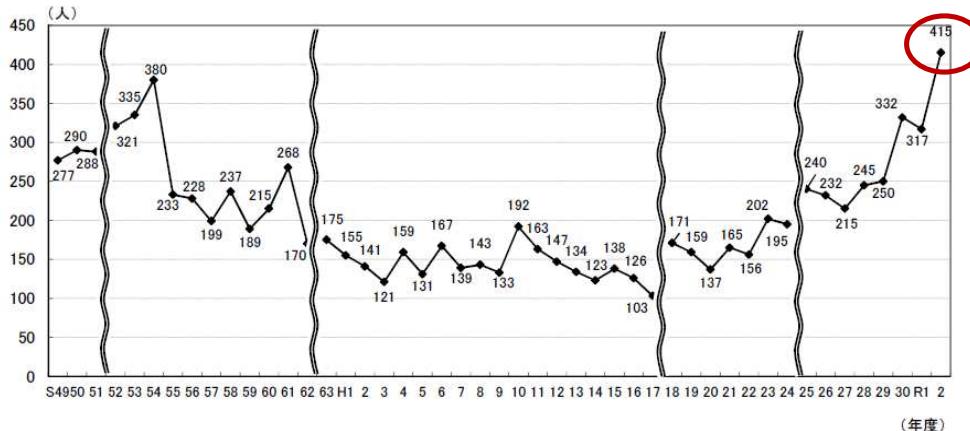
青年期・成人期

- ひきこもり、神経性無食欲症
- 強迫性障害、うつ病、統合失調症
- 就労困難、ホームレス
- 浪費、依存症(薬物、酒、賭博)
- 詐欺被害、誤認逮捕
- DV、虐待、犯罪



(北九州市障害者自立支援協議会資料より)

<参考> 児童生徒の自殺の状況推移グラフ (文部科学省:令和2年度)



令和2年度の自殺した生徒(415名)がおかれている状況

項目	中学生	高校生
家庭不和	16.5%	11.8%
父母等の叱責	20.4%	3.6%
学業不振	8.7%	3.6%
進路問題	9.7%	11.1%
教職員との関係	1.9%	0.7%
友人関係の悩み	8.7%	4.6%
えん世(厭世)	5.8%	5.2%
異性問題	0.0%	3.6%
精神障がい	5.8%	13.1%

コロナ禍における児童生徒の自殺に係る環境の変化として、①在宅ワークの増加等による家庭内の過密化により、家族内葛藤等の家庭環境の不和が生じたこと、②目標や夢、達成感等が得られる機会となる学校行事や大会などの中止等、学校環境が変化したことなどが指摘されている。

< 家庭環境が影響している不登校の場合 >

小学5年男児で不登校(全欠席)。保護者が経済的な理由から窃盗を行い逮捕され、主として祖父が本人の面倒を見ている。当初、祖父は本人とは別の住居で生活をしていた。その理由は、本人家族の住居が猫屋敷になっており、生活を送れるような環境ではないからである。実際、SSWが本人の住居を見せてもらいに行くと、土足でないと上がれないほどに床は泥や猫の糞尿で汚れていた。ところどころ床が腐って穴も開いていた。襖やガラス戸は破損していたり、外れたりしている。また、猫が逃げ出したら困るからという理由で窓も締め切られていたため、空気がこもっており、湿気と独特のにおいが漂っていた。室内に数十匹の猫があり、祖父の話では野良猫がどんどん増えているとのこと。このような環境の中に、子どもの衣服や学用品等が置かれたままの状況であった。SSWが住宅を出た後、スーツに茶色い点が複数ついていた。その点をよく見ると猫のノミがスーツに飛び移ったものであった。



介入(支援)が必要な児童生徒

要個別支援

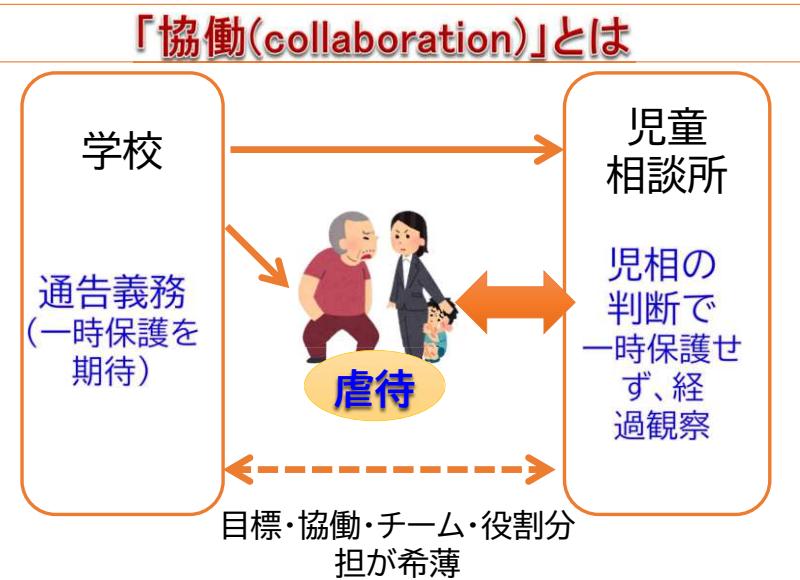
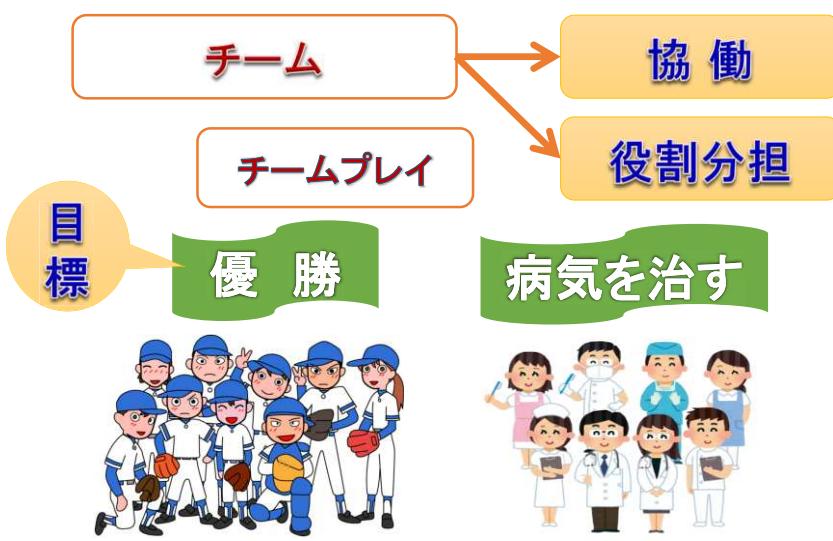
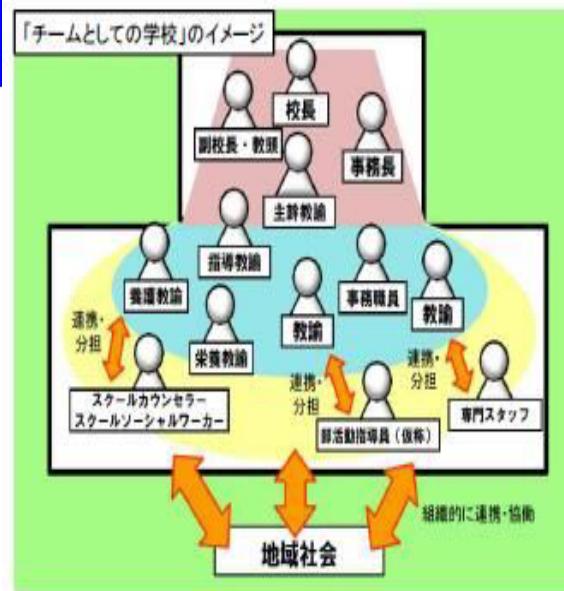
チーム学校
(教職員・SSW・SC・SS・関係機関)

協働と役割分担

生徒指導摘要 (令和4年12月)

校外協働の取り組み

学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。



協働していくためには

「**協働**」とは、一人で個別に取り組んでも達成できない目標に対して、**効果的な人間関係**の過程によって目標達成に取り組んでいくこと

「**チーム**」とは、2人以上の人と一緒に協力して働くことを意味し、**相互の信頼関係**(パートナーシップ)が重要である



ケース会議



教育・保健・医療・福祉制度の協働



児童・家庭支援機関

- 児童相談所
- 生活保護課
- 母子自立支援員(母子家庭の相談、休職活動等に関する支援)
- 家庭児童相談室(福祉事務所に家庭相談員が配置)
- 保健所(母子保健、精神保健等での保健師の家庭訪問)
- 要保護児童対策地域協議会(直接的な相談支援と関係機関のコーディネートの役割、市町村の子育て支援の窓口)
- 民生児童委員・主任児童委員

教育・保健・医療・福祉制度の協働



児童・家庭支援機関

- 発達障害者支援センター(都道府県・政令都市に1箇所:相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修)
- 警察少年課(少年サポートセンター)
- 保護観察所(保護観察官・保護司)
- 精神科病院・精神科クリニック(精神科医師・看護師・精神保健福祉士・臨床心理士等)
- 精神保健福祉センター
- 弁護士会、他

児童相談所が持つ児童福祉機能

- ① **一時保護** (児童福祉法第33条)
- ② **児童養護施設入所** (児童福祉法27条)
- ③ **里親への委託** (児童福祉法27条)
- ④ 子どもの施設入所を保護者が同意しない場合、家庭裁判所に承認をもとめる(児童福祉法28条)
- ⑤ 親の親権の喪失宣告を家庭裁判所に求める
- ⑥ 保護者が家庭への立入を拒否している場合には手続きを経て鍵を壊して家庭内に入ることが可能

一時保護の必要性(厚生労働省)

(1)緊急保護

①棄児、迷子、家出した子ども等に適当な保護者、宿所がないために緊急に保護する必要がある場合

②虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

③子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

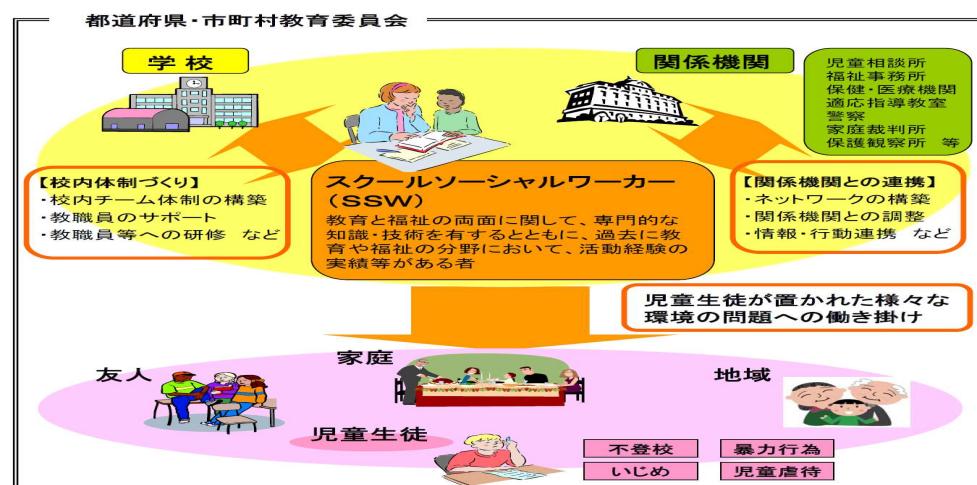
(2)行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3)短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合で、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

家庭環境(児童虐待・ネグレクト・家庭崩壊・子どもの貧困等)による不登校では、学校と関係機関がチームを組んで支援していく必要がある。そのためには、学校・家庭・関係機関のつなぎ役としてのスクールソーシャルワーカーが欠かせない。



児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない乳児を除く18歳までの子どもが生活する施設ですが、必要がある場合には乳児も入所させることができます。**場合によって20歳まで延長することができます。**

入所の理由としては、父母が行方不明、父母の就労や入院、父母の死亡、放任や遺棄、虐待、養育拒否などが挙げられます。

児童養護施設では、**虐待を受けた子どもは53.4%、何らかの障害を持つ子どもが23.4%**と増えている、専門的なケアの必要性が増している。

里親委託へ

ソーシャルワーカー ※社会福祉士 ※精神保健福祉士

社会福祉の制度と 福祉サービス利用の知識

- ・児童福祉法
- ・児童虐待防止法
- ・生活保護法
- ・DV法(配偶者暴力対策等)
- ・障害者総合支援法
- ・発達障害者支援法
- ・精神保健福祉法
- ・高齢者虐待防止法
- ・介護保険法、他

相談
援助

児童相談所等の
児童福祉分野

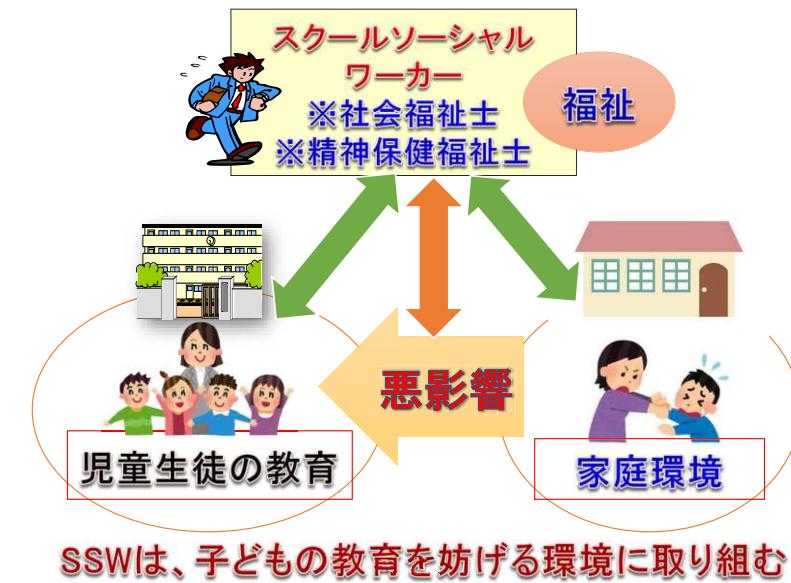
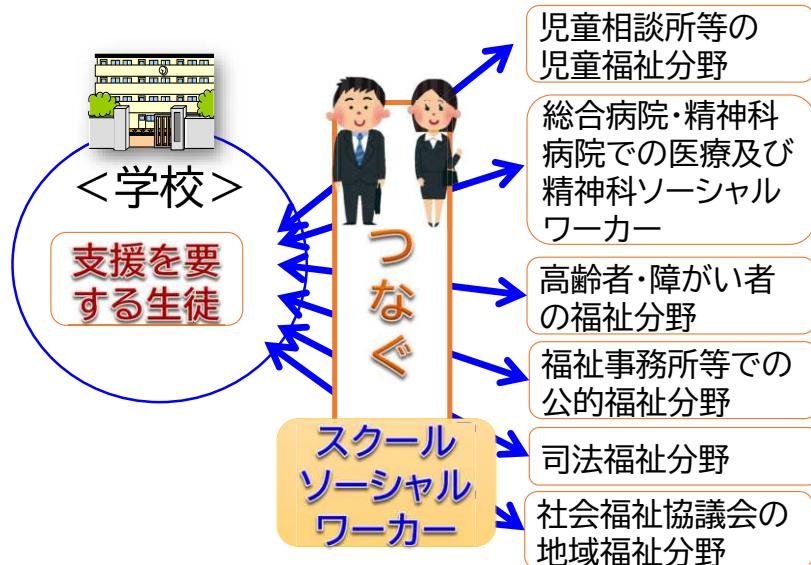
総合病院・精神科
病院での医療及び
精神科ソーシャル
ワーカー

高齢者・障がい者
の福祉分野

福祉事務所等での
公的福祉分野

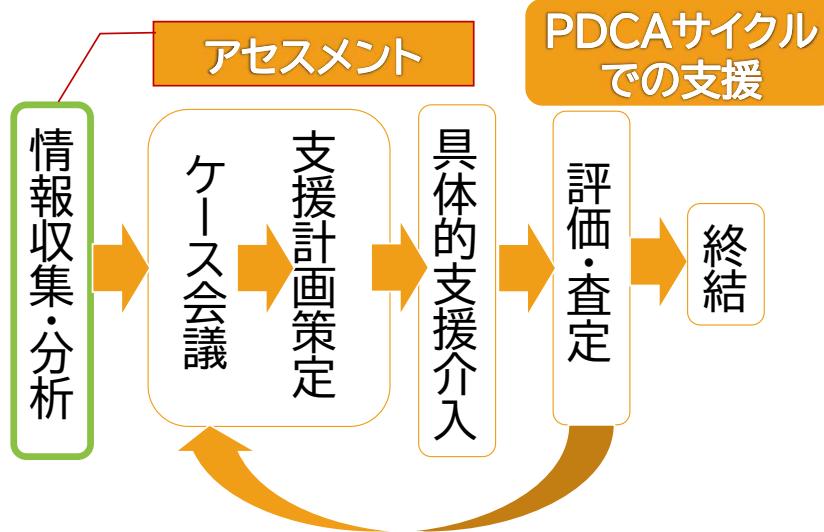
司法福祉分野

社会福祉協議会の
地域福祉分野



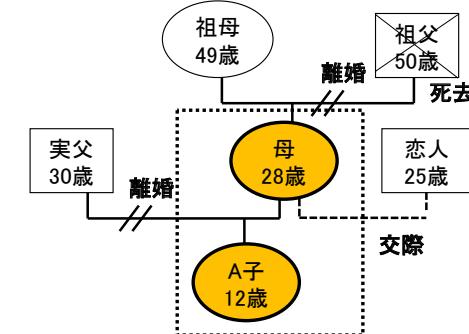
スクールソーシャルワーカーが小中学校から支援依頼を受ける事例	
<子ども支援課題>	<主な支援方法>
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校（無気力・ゲーム依存・ひきこもり・精神疾患・他） ・学級での友人関係のトラブル、いじめ ・発達障がい ・非行傾向(怠学) ・LGBTQ ・精神疾患及びリストカット ・子どもの貧困、 ・ヤングケアラー、他 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問支援（アウトリーチ） ・関係機関への支援依頼 ・学校と関係機関による協働支援(ケース会議) ・子ども及び保護者との面談 ・教師へのコンサルテーション ・その他
<家庭支援課題>	
<ul style="list-style-type: none"> ・親の養育放任・放棄 ・家庭の経済的困窮(生活保護家庭含む) ・親の別居／離婚、母子家庭 ・児童虐待 ・親のアルコール依存症／精神疾患・知的障がい 	
<学校・子ども・保護者との関係>	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校と子ども・保護者との関係性が希薄又は切れている状態 	

小学校での 校外協働について



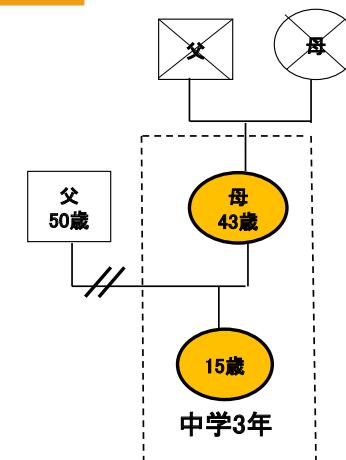
家族構成: 母、A子の2人暮らし

＜ジェノグラムの作成＞



中学校での
校外協働について

ジェノグラム



高等学校での 校外協働について

福岡県のスクールソーシャルワーカー配置状況(令和3年度)

<SSW配置状況>

OSSW配置市町村:57(60市町村)

○県立高校:17校

○国立高等専門学校:3校

○私立高等学校:5校

OSSW採用総数:198名



高校での不登校の場合

居場所としての「フリースペース」

私塾(NPO等)としての「フリースクール」

単位制高校

通信制高校

職業訓練校



○自立支援

○ひきこもり・無職の予防:医療・保健・福祉との協働



一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会

Fukuoka Association of School Social Workers